

簡易通知型包括保険約款・新旧対照表

新	旧	備考
簡易通知型包括保険約款 平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00006 沿革 (略) <u>令和 7 年 12 月 22 日 一部改正</u>	簡易通知型包括保険約款 平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00006 沿革 (略)	
(この約款の内容) 第1条 この約款は、貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号。以下「法」という。）の規定に基づく普通貿易保険の保険契約が締結された別表 <u>1</u> に掲げる一の契約（ただし、特段の定めがない限り、保険契約の対象とはならない部分（以下「無付保部分」という。）を除く。以下「輸出契約等」という。）に関する損失をてん補する保険約款とする。	(この約款の内容) 第1条 この約款は、貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号。以下「法」という。）の規定に基づく普通貿易保険の保険契約が締結された別表に掲げる一の契約（ただし、特段の定めがない限り、保険契約の対象とはならない部分（以下「無付保部分」という。）を除く。以下「輸出契約等」という。）に関する損失をてん補する保険約款とする。	
(定義) 第2条 この約款、簡易通知型包括保険運用規程（平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00049。以下「運用規程」という。）、簡易通知型包括保険の引受基準等について（平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00087。以下「引受基準」という。）、及び貿易保険の保険料率等に関する規程（平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00070。以下「保険料率等規程」という。）において使用される用語の定義は、法によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号による。 一～十六 (略) 十七 <u>削除</u> 十八～二十八 (略)	(定義) 第2条 この約款、簡易通知型包括保険 <u>手続細則（平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00040。以下「手続細則」という。）</u> 、簡易通知型包括保険運用規程（平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00049。以下「運用規程」という。）、簡易通知型包括保険の引受基準等について（平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00087。以下「引受基準」という。）、及び貿易保険の保険料率等に関する規程（平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00070。以下「保険料率等規程」という。）において使用される用語の定義は、法によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号による。 一～十六 (略) 十七 <u>「更改申請書」とは、保険契約の更改のために保険契約者が日本貿易保険に提出する申請書をいう。</u> 十八～二十八 (略)	
(保険契約の条件の選択) 第3条 保険契約者は、 <u>保険契約の締結又は更改に際し、書面</u> により、当該保険年度における保険契約について以下の各号に掲げる事項について条件の選択を行うことができる。	(保険契約の条件の選択) 第3条 保険契約者は、 <u>手続細則第 1 条第 1 項及び第 2 項に規定する簡易通知型包括保険契約締結申込書</u> 又は <u>更改申請書</u> により、当該保険年度における保険契約について以下の各号に掲げる事項について条件の選択を行うことができる。	

一～六 (略)	一～六 (略)	
<p>(保険契約の締結等)</p> <p>第4条 保険契約者は、日本貿易保険との間でこの約款に基づき保険契約を締結するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険契約の契約対象単位は、保険契約者が申請し日本貿易保険がこれを承認した場合には、更改日を除く保険年度中に変更を行うことができる。</p> <p>4 前3項の規定は、申込者の貿易取引の実態、輸出契約等の相手方の分散の状況及び過去の貿易保険の利用実績その他申込者からの報告事項を勘案し、簡易通知型包括保険に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められる場合には適用しない。</p>	<p>(保険契約の締結等)</p> <p>第4条 保険契約者は、日本貿易保険との間でこの約款に基づき保険契約を締結するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、申込者の貿易取引の実態、輸出契約等の相手方の分散の状況及び過去の貿易保険の利用実績その他申込者からの報告事項を勘案し、簡易通知型包括保険に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められる場合には適用しない。</p>	
<p>(輸出契約等の相手方の登録)</p> <p>第5条 保険契約者は、輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金の支払人が異なる場合には、当該代金の支払人とする。ただし、第11条第1号の危険をてん補する場合は、その両方とする。）を運用規程に従い登録しなければならない。</p> <p>2 第11条第1号の危険をてん補する場合、保険契約者は、輸出契約等の相手方ごとに仕向国を運用規程に従い登録しなければならない。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>(輸出契約等の相手方の登録)</p> <p>第5条 保険契約者は、輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金の支払人が異なる場合には、当該代金の支払人とする。ただし、第11条第1号の危険をてん補する場合は、その両方とする。）を手続細則に従い登録しなければならない。</p> <p>2 第11条第1号の危険をてん補する場合、保険契約者は、輸出契約等の相手方ごとに仕向国を登録しなければならない。</p> <p>3～4 (略)</p>	
<p>(付保対象等)</p> <p>第6条 被保険者は、保険年度内に締結した別表1に掲げる輸出契約等について、この約款で定めるところに従い日本貿易保険に対して船積確定通知又は確定前通知をしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 別表1に掲げる輸出契約等に該当しないものについては、船積確定通知又は確定前通知がなされた場合においても、日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p>	<p>(付保対象等)</p> <p>第6条 被保険者は、保険年度内に締結した別表に掲げる輸出契約等について、この約款で定めるところに従い日本貿易保険に対して船積確定通知又は確定前通知をしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 別表に掲げる輸出契約等に該当しないものについては、船積確定通知又は確定前通知がなされた場合においても、日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p>	
<p>(損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知義務)</p> <p>第23条 被保険者は、決済期限前に別表2に掲げる損失を受けるおそれが高まる事情の発生を知ったときは、当該事由の発生を知つ</p>	<p>(損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知義務)</p> <p>第23条 被保険者は、決済期限前に第11条各号の規定に基づいてん補されることとなる輸出契約等の相手方について手続細則で定め</p>	

た日から、原則として 15 日以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知（以下「事情発生通知」という。）しなければならない。	る損失を受けるおそれが高まる事情の発生を知ったときは、当該事由の発生を知った日から、原則として 15 日以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知（以下「事情発生通知」という。）しなければならない。
2 (略)	2 (略)
(輸出契約等の内容の変更等) 第 29 条 被保険者が輸出契約等に関し、 <u>別表 3 に掲げる輸出契約等の重大な内容変更等</u> （以下「重大な内容変更等」という。）を行ったときは、当該重大な内容変更等の日の属する月の翌月末まで、かつ、別に定める内容変更等通知期限（以下「内容変更等通知期限」という。）までにその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。 2～9 (略)	(輸出契約等の内容の変更等) 第 29 条 被保険者が輸出契約等に関し、 <u>手続細則で定める重大な内容変更等</u> （以下「重大な内容変更等」という。）を行ったときは、当該重大な内容変更等の日の属する月の翌月末まで、かつ、別に定める内容変更等通知期限（以下「内容変更等通知期限」という。）までにその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。 2～9 (略)
(船積確定通知又は確定前通知の訂正) 第 29 条の 2 被保険者は、船積確定通知又は確定前通知の記載事項の誤記の訂正を申請することができ、その場合においては、原則として内容変更等通知期限までに、当該訂正の内容を収録した書面を日本貿易保険に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該訂正に関する追加の書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく当該追加書類を提出するものとする。	
(保険金受取人) 第 33 条 被保険者は、保険金請求事務を被保険者の代わりに行い被保険者のために保険金を受領する者として、輸出契約等ごとに保険金受取人を定めることができる。 <u>保険金受取人は、日本貿易保険が特に認めた場合を除き、1名とする。</u> 2～4 (略)	(保険金受取人) 第 33 条 被保険者は、保険金請求事務を被保険者の代わりに行い被保険者のために保険金を受領する者として、輸出契約等ごとに保険金受取人を定めることができる。 2～4 (略)
(保険金の請求) 第 34 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者（以下「保険金請求人」という。）は、自己の費用をもって損失の計算を行い、保険金請求書に第 41 条第 1 項に規定する権利行使等の委任についての委任状（ただし、同項に規定する担保権者等が存在する場合には、当該担保権者等の同意が得られた場合に限	(保険金の請求) 第 34 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者（以下「保険金請求人」という。）は、自己の費用をもって損失の計算を行い、保険金請求書に第 41 条第 1 項に規定する権利行使等の委任についての委任状（ただし、同項に規定する担保権者等が存在する場合には、当該担保権者等の同意が得られた場合に限

<p>る。）、損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。なお、第47条第1項又は第2項に規定する権利行使等の委任が保険金請求時においても有効である場合においては、本条に基づく委任状は提出されているものとみなす。</p> <p>2 前項の請求は、次の各号に定められた期間内に行うものとする。ただし、<u>保険金請求人が保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請し</u>、日本貿易保険が特に猶予期間を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 保険契約者が、一の輸出契約等について、複数の貿易保険に係る保険契約を締結している場合には、保険金請求人は、保険金の支払の請求を同時に行うものとする。ただし、同時に請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、保険金の支払を請求するものとする。</p>	<p>る。）、損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。なお、第47条第1項又は第2項に規定する権利行使等の委任が保険金請求時においても有効である場合においては、本条に基づく委任状は提出されているものとみなす。</p> <p>2 前項の請求は、次の各号に定められた期間に行うものとする。ただし、日本貿易保険が<u>特に</u>猶予期間を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>(保険契約の地位の譲渡)</p> <p>第49条 被保険者は、この約款に基づく保険契約上の地位を譲渡してはならない。ただし、保険契約上の地位の全部を譲渡する場合であって<u>事前に</u>日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。</p> <p>2 被保険者は、前項ただし書に基づき、保険契約上の地位の譲渡について日本貿易保険の承認を受けたときは、譲渡の後に譲渡を行った旨を速やかに日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</p>	<p>(保険契約の地位の譲渡)</p> <p>第49条 被保険者は、この約款に基づく保険契約上の地位を譲渡してはならない。ただし、保険契約上の地位の全部を譲渡する場合であって日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。</p>
<p>(保険の目的又は保険金請求権の譲渡)</p> <p>第50条 被保険者は、この約款に基づく保険関係について、保険の目的を譲渡した場合には、譲渡された当該保険の目的に係る損失について日本貿易保険は損失をてん補する責めに任じない。ただし、<u>事前に</u>日本貿易保険の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(保険の目的又は保険金請求権の譲渡)</p> <p>第50条 被保険者は、この約款に基づく保険関係について、保険の目的を譲渡した場合には、譲渡された当該保険の目的に係る損失について日本貿易保険は損失をてん補する責めに任じない。ただし、日本貿易保険の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>2～3 (略)</p>

<p>(手続事項)</p> <p>第 54 条 この約款に基づく手続については、日本貿易保険がその時々においてそのホームページ上で対外的に周知する手続に基づいて行うものとする。</p>	<p>(手続事項)</p> <p>第 54 条 この約款に規定するもののほか、保険関係に関する手続的な事項は手続細則に定める。</p>	
<p><u>附 則</u> この改正は、令和 8 年 2 月 2 日から実施する。</p>		
<p><u>別表 1</u> (第 1 条及び第 6 条第 1 項関係)</p> <p>1 輸出契約又は仲介貿易契約が含まれる一の契約（ただし、技術提供契約が含まれる場合を除き、保険契約者が企業の部門である場合には、証券記載の部門が扱う貨物に係るものであって部門ごとに設定するものとする。）のうち、引受基準に適合するもの。ただし、一の契約を締結した日において、第 1 号及び第 2 号に該当するもの又は第 1 号及び第 3 号に該当するもの（船積確定通知又は確定前通知の後に該当することとなった場合を除く。）を除く。 一～三 (略)</p>	<p><u>別表</u> (第 1 条及び第 6 条第 1 項関係)</p> <p>1 輸出契約又は仲介貿易契約が含まれる一の契約（ただし、技術提供契約が含まれる場合を除き、保険契約者が企業の部門である場合には、証券記載の部門が扱う貨物に係るものであって部門ごとに設定するものとする。）のうち、引受基準に適合するもの。ただし、一の契約を締結した日において、第 1 号及び第 2 号に該当するもの又は第 1 号及び第 3 号に該当するもの（船積確定通知又は確定前通知の後に該当することとなった場合を除く。）を除く。 一～三 (略)</p>	
<p><u>別表 2</u> (第 23 条第 1 項関係)</p> <p><u>損失を受けるおそれが高まる事情の発生</u></p> <p>(1) 輸出等不能をてん補するもの</p> <p>① 輸出契約等の相手方の債務を保証する契約その他の保険契約締結の当時確保していた又は確保し得べき代金の回収に係る一切の信用補完措置の変更又は破棄（ただし、第 29 条に該当する場合を除く。）</p> <p>② 上記①の信用補完措置を行う者についての破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由の発生</p> <p>(2) 代金回収不能をてん補するもの</p> <p>① 輸出契約等の相手方の債務を保証する契約その他の保険契約締結の当時確保していた又は確保し得べき代金の回収にかかる</p>		

<p>一切の信用補完措置の変更又は破棄（ただし、第 29 条に該当する場合を除く。）</p> <p>② 輸出契約等の締結の相手方についての破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由の発生</p> <p>③ 上記①の信用補完措置を行う者についての破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由の発生</p>																																																										
<p><u>別表 3（第 29 条第 1 項関係）</u></p> <p>輸出契約等の重大な内容変更等</p>																																																										
<p>1 船積日から代金の決済期限までの期間の変更（下記表中の「要」に該当する場合に限る。）</p> <table border="1" data-bbox="89 666 988 1349"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">前受</th> <th colspan="6">変更後の期間</th> </tr> <tr> <th>1～ 30 日</th> <th>31～ 60 日</th> <th>61～ 90 日</th> <th>91～ 180 日</th> <th>181～ 365 日 *1</th> <th>366 日 以上 *2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="6">変更前の期間</th> <th>前受</th> <td>否</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>否</td> </tr> <tr> <th>1～30 日</th> <td>否</td> <td>否</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>否</td> </tr> <tr> <th>31～60 日</th> <td>否</td> <td>否</td> <td>否</td> <td>要</td> <td>要</td> <td>否</td> </tr> <tr> <th>61～90 日</th> <td>否</td> <td>否</td> <td>否</td> <td>否</td> <td>要</td> <td>否</td> </tr> <tr> <th>91～180 日</th> <td>否</td> <td>否</td> <td>否</td> <td>否</td> <td>否</td> <td>要</td> </tr> <tr> <th>181～365 日 *1</th> <td>否</td> <td>否</td> <td>否</td> <td>否</td> <td>否</td> <td>否</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 閏年の場合は、「181～366 日」に読み替えを行う。</p> <p>*2 閏年の場合は、「367 日以上」に読み替えを行う。</p>		前受	変更後の期間						1～ 30 日	31～ 60 日	61～ 90 日	91～ 180 日	181～ 365 日 *1	366 日 以上 *2	変更前の期間	前受	否	要	要	要	要	否	1～30 日	否	否	要	要	要	否	31～60 日	否	否	否	要	要	否	61～90 日	否	否	否	否	要	否	91～180 日	否	否	否	否	否	要	181～365 日 *1	否	否	否	否	否	否	
			前受	変更後の期間																																																						
	1～ 30 日	31～ 60 日		61～ 90 日	91～ 180 日	181～ 365 日 *1	366 日 以上 *2																																																			
変更前の期間	前受	否	要	要	要	要	否																																																			
	1～30 日	否	否	要	要	要	否																																																			
	31～60 日	否	否	否	要	要	否																																																			
	61～90 日	否	否	否	否	要	否																																																			
	91～180 日	否	否	否	否	否	要																																																			
	181～365 日 *1	否	否	否	否	否	否																																																			

<u>2 支払保証の変更</u>	
<u>3 表示通貨の変更</u>	
<u>4 相手方、支払又は日本貿易保険が I L C を発行又は確認する機関、銀行等（以下、保証人という。）を特定している場合、当該保証人の変更</u>	
<u>5 仕向国、支払国又は保証国の変更</u>	